

介護保険

介護保険

介護保険制度は、加齢による病気などで介護や日常生活の支援が必要になった方が、必要に応じてさまざまな介護サービスを利用できる制度です。

保険者は市で、被保険者は65歳以上の方全員と40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

● 資格

介護保険課 TEL 224-5817

被保険者となる方 次のいずれかに該当する方が、川越市の介護保険の被保険者(加入者)となります。

- ①市内に住所を有する65歳以上の方(第1号被保険者)
- ②市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)

介護保険の被保険者証

- ①第1号被保険者:65歳になったとき介護保険課から郵送します。
 - ②第2号被保険者:40～64歳の方が、特定疾病を原因として要介護認定を受けたときに、結果通知に合わせて交付します。
- *特定疾病:がん、脳血管疾患など16種類の病気

〈広告〉



介護保険

ちょっと待った!!

そのリフォーム、**助成金 or 補助金**が出るかも知れません!!

高齢者のためのバリアフリー・リフォームは是非一度ご相談ください。

地元密着のリフォーム会社★室内、屋外どこでもおまかせ下さい!

業務内容 — **助成金・補助金** の申請のお手伝いをしております —

- | | | | |
|-----------------|-------------|------------|-------|
| ◆バリアフリー・介護リフォーム | ◆耐震リフォーム | ◎迅速対応 | ◎見積無料 |
| ◆増築、改築、減築、リフォーム | ◆エクステリア | ◆設備の交換 | |
| ◆水回りのリフォーム | ◆屋根リフォーム | ◆ハウスクリーニング | |
| ◆内装リフォーム | ◆外壁、外構リフォーム | ◆原状回復工事 | |

株式会社 **サントウ建設** 川越市寺山23-4

サントウ建設 検索

 0120-285-310



皆様のお悩み
何でもご相談下さい!!

地元密着の**便利屋**さん
専門のスタッフ達が何でも解決致します。

業務内容

片付け・不用品回収・ゴミ処分・引越し・害虫駆除
遺品整理・ハウスメンテナンス・リフォーム・修繕・不動産
その他、何でもご対応致します。

お見積り・ご相談 無料です

サントウ建設グループ

便利屋あんしんサポートセンター

〒350-0827

川越市寺山23-4



0120-285-310

▶ 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、本人および世帯の前年の所得の状況などによって13段階（下の表）に区分され、それぞれの段階ごとに市が保険料の額を定めます。

保険料の額は年額で定められますが、年度の途中で資格を取得または喪失した場合は、資格を有していた月数に応じて計算されます。

▶ 介護保険料の納め方

第1号被保険者の保険料は、原則として、老齢退職年金・遺族年金・障害年金からの差し引きにより納めます（特別徴収）。ただし、年度途中で65歳になった方や転入された方、年金を受給していない方や年金額が年額18万円未満の方などは、市から送付される納付書により金融機関などで納めます（普通徴収）。

▶ 介護保険料の減免

第1号被保険者の保険料について、災害による損害や病気などによる収入減少が著しいとき、または生活保護に準じるような生活状況のときには、申請による保険料減免制度があります。

▶ 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、加入する医療保険の保険料に上乗せし、医療保険料の一部として医療保険者へ納めます。保険料の計算方法や金額は、加入している医療保険によって異なります。

▶ 第1号被保険者の介護保険料（令和6年度～）

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	月額保険料*	年額保険料*
第1段階	- 生活保護受給者、世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金受給者 - 世帯全員住民税非課税で前年課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.455 (0.285)	2,652円 (1,661円)	31,831円 (19,938円)
第2段階	世帯全員住民税非課税で前年課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の者	0.685 (0.485)	3,993円 (2,827円)	47,922円 (33,930円)
第3段階	世帯全員住民税非課税で前年課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える者	0.69 (0.685)	4,022円 (3,993円)	48,272円 (47,922円)
第4段階	課税世帯かつ、本人住民税非課税で前年課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.90	5,247円	62,964円
第5段階	課税世帯かつ、本人住民税非課税で前年課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える者	1.00 【基準額】	5,830円	69,960円
第6段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が125万円未満の者	1.15	6,704円	80,454円
第7段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が125万円以上190万円未満の者	1.30	7,579円	90,948円
第8段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が190万円以上400万円未満の者	1.60	9,328円	111,936円
第9段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	1.80	10,494円	125,928円
第10段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	1.90	11,077円	132,924円
第11段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が600万円以上700万円未満の者	2.00	11,660円	139,920円
第12段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の者	2.20	12,826円	153,912円
第13段階	本人住民税課税で前年合計所得金額が1,000万円以上の者	2.40	13,992円	167,904円

*（ ）内の割合・金額は、公費による低所得者に対する軽減賦課適用後のものです。
保険料賦課額は、年額保険料の100円未満を切り捨てた額となります。

〈 広 告 〉

株式会社
エミール介護センター



介護でお困りの方
エミール介護センターがお手伝いします。

訪問入浴介護

福祉用具レンタル

住宅改修工事

福祉用具販売

TEL 049-241-8182
川越市砂新田1-13-15

〈 広 告 〉

**国薬訪問看護
リハビリステーション**

24時間365日対応

〒350-0061 川越市喜多町4-4
TEL:049-227-0005

営業時間8:30~17:30
(日曜日・年末年始を除く)
お気軽にお問合せください。



● 認定

介護保険課 TEL 224-6405

介護保険のサービスを利用するためには、介護や支援が必要な状態であると認定されることが必要です。認定申請は、介護保険課（本庁舎3階）で行ってください。

また、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）・地域包括支援センター・介護保険施設などに申請を依頼すること（代行申請）もできます。認定申請をすると、原則として30日以内に結果が通知されます。

なお、転入された方が前住所地で要介護認定を受けていた場合、転入日から14日以内に介護保険課で転入継続手続きを行うと、前住所地での要介護度を引き継ぐことができます。

● 介護保険サービスの内容

介護保険課 TEL 224-6402

介護保険のサービスは、認定申請をして「要支援1・2」または「要介護1～5」と認定された方が利用できます。また、要介護度に応じて、利用できるサービスの種類や量が決められています。

▶ 居宅サービス（介護予防サービス）

- 訪問介護
- 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）
- 訪問看護（介護予防訪問看護）
- 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
- 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）
- 通所介護
- 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
- 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
- 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）
- 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）
- 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

地域密着型サービス （地域密着型介護予防サービス）

- 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
- 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
- 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護

施設サービス

原則「要介護3～5」と認定された方のみ利用可。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

「要介護1～5」と認定された方のみ利用可。

- 介護老人保健施設
- 介護医療院

その他のサービス

① 福祉用具購入費の支給

腰掛け便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器の6種類が対象です。なお、一部の福祉用具（*）は貸与と購入を選択できます。（令和6年4月から）

* 固定用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

② 住宅改修費の支給

手すりの取り付け・段差の解消・滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更・引き戸などへの扉の取り替え・洋式便器などへの便器の取り替えおよび、これらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修が対象です。



介護保険

〈 広 告 〉

医療法人 新正会 ふじみ野介護老人保健施設



ベテラン館

介護でお困りの方
お気軽にご相談ください！

ふじみ野市亀久保1833-5
☎ 049-278-7110



<https://mashibamed.com/fujiminoveterankan/>

● 利用者負担の軽減制度

介護保険課 TEL 224-6402

介護保険のサービスを受けたときは、保険対象サービス費用の7割から9割が保険から給付され、残りの1割から3割を利用者が負担します。また、施設に入所した場合、居住費および食費などは利用者の自己負担になります。

利用者負担に対して、次のような軽減制度があります。

▶ 高額介護(介護予防)サービス費支給制度

介護保険のサービスの1割から3割の利用者負担額が一定の金額を超えた場合、その超えた分を高額介護(介護予防)サービス費として支給します。同一世帯に複数の利用者がいるときは、その利用者負担額を合算した額で算定します。該当する方には申請書を送付しますので、振込先など必要事項をご記入の上、提出してください。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
年収約770万円以上約1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約383万円以上約770万円未満の方	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
☐ 老齢福祉年金受給者の方 ☐ 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

▶ 介護サービス等利用者負担軽減

低所得者の介護保険サービスの利用者負担額について、川越市独自の軽減制度を実施しています。

市に登録申請書を提出して制度に登録後、支給申請書に必要な書類を添付して提出してください。

利用者負担段階	支給割合
世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ老齢福祉年金受給者	利用者負担額の2分の1の額を支給
世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	利用者負担額の2分の1の額を支給
世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	利用者負担額の4分の1の額を支給

▶ 居住費・食費の自己負担限度額(一日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
2	世帯全員が 老齢福祉年金受給者の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 [600円]
3	前年の合計所得金額 + 年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 [1,000円]
4	前年の合計所得金額 + 年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 [1,300円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

*1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

*2 **預貯金等に含まれるもの** 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。



地域支援事業

地域支援事業は、介護保険の被保険者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が行うものです。

● 総合事業

介護保険課 TEL 224-6402
地域包括ケア推進課 TEL 224-6087

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。

▶ 介護予防・生活支援サービス事業

対象

要支援認定を受けた方または基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方

- 訪問型サービス(介護予防訪問介護相当)
- 通所型サービス(介護予防通所介護相当)
- いきいき栄養訪問(管理栄養士等が自宅に訪問して、栄養・口腔ケアをもとにアドバイスをを行う)
- ときも運動教室(体力に自信がなくなり、長く歩くことが大変になった方などを対象に、3か月間集中して筋力アップなどの運動を行う)

● 一般介護予防事業

地域包括ケア推進課 TEL 224-6087

「介護予防」とは、元気な高齢者が、なるべく要介護状態にならないように、そして介護が必要な方もそれ以上悪化しないようにするための取り組みのことです。

▶ 介護予防サポーター養成講座

地域で定期的に集い、いもっこ体操を行う自主グループ活動などの実践の中心になって活動するボランティアの養成を行います。

▶ いもっこ体操教室

全6回で、介護予防に関する講義やいもっこ体操(市が推奨する介護予防の体操)、体力測定を行います。教室終了後は介護予防サポーターが中心となり自主グループを作り、定期的に集まりいもっこ体操を継続できるように活動しています。

▶ 認知症予防教室

認知症予防に効果的な運動等の講義や実技を行います。

● 認知症の方や家族の支援の取り組み

地域包括ケア推進課 TEL 224-6087

▶ 認知症サポーター養成講座

認知症に対する理解を深められるよう、約90分間の講座を開催しています。受講者には、サポーターの印である「オレンジリング」をお渡しします。

▶ 家族介護教室

医療、介護の専門職による介護に関する講義と、介護している方の交流や意見交換を行う場として、開催しています。

▶ 家族介護交流会

家族介護者同士の交流が継続的に行われ、悩み等を話し合い、安心して介護が継続できるよう交流の場として開催しています。

▶ オレンジカフェ

認知症の方やその家族、地域住民、介護等の仕事をしている方など、誰もが気軽に集える場です。参加料金は100円程度。

▶ 介護マークの配布

介護する方が、介護中であることを周囲にさりげなく理解してもらうために、「介護マーク」を無料で配布します。



介護保険

Consideration

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。



【 制度的なバリア 】

社会のルール、制度によって障害のある人が、能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアがあります。就職や試験などにおいて、障害があることを理由に受験や資格の付与を制限されるなどです。

【具体例】

- ▶ 書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒まれることがある。
- ▶ 賃貸物件の入居を希望する障害のある人に対して、障害を理由とする誓約書の提出を求められることがある。

出典元:国土交通省「障害ってどこにあるの?こころと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

▶徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊探知システムの利用に係る経費の一部を補助します。

対象

市内に住所があり、外出時に道に迷うおそれがある65歳以上の在宅の高齢者を介護している家族

▶お帰り安心ステッカー

認知症の方が外出時に道に迷うなどにより行方不明となった場合に、早期発見、事故の未然防止のため、靴などに貼ることができるステッカーを配布します。

対象

市内に住所があり、外出時に道に迷うおそれがある65歳以上の在宅の高齢者を介護している家族

▶認知症相談会

認知症に関しての受診の方法や対応方法などについて、専門医が相談に応じます(月1回・要予約)。

福祉相談センター TEL 293-4220

●地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・保健・医療などのさまざまな面から総合的に支える機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが、必要な機関と協力、調整して高齢者を支援します。

9か所の地域包括支援センターと2か所の地域包括支援センター分室を設置しています。

主な業務内容は下記のとおりです。

- 総合相談・支援
 - 権利擁護、虐待の早期発見・防止
 - 介護予防の支援
 - 地域のケアマネジャーなどの支援
- 地域包括支援センター

きた	TEL 299-6760
中央ひがし	TEL 227-7878
中央にし	TEL 229-5332
ひがし	TEL 235-7731
ひがし分室	TEL 298-7807
たかしな	TEL 291-6003
みなみ	TEL 241-3676
だいとう	TEL 249-7766
かすみ	TEL 234-8181
にし	TEL 239-0003
にし分室	TEL 299-6161

●川越市在宅医療・介護事業者情報検索システム

高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅で療養できるよう、市のホームページで、市内の在宅医療を提供する医療機関や介護サービス事業所などを、さまざまな方法で検索することができます。

市ホームページのトップページの「注目キーワード」の「在宅医療・介護事業者情報検索システム」から、下記システムをご活用頂けます。

URL: <https://carepro-navi.jp/kawagoe>



検索できる主な内容は、以下のとおりです。

- 在宅医療を提供する病院・診療所、歯科診療所、薬局
- 相談窓口(介護についての困りごとや聞きたいことが相談できる窓口)
- 介護サービス事業所(ケアマネジャーや介護施設など)
- ケアマネジャーやショートステイの空き情報
- 地域で行われている高齢者向けの活動



介護保険

Consideration

「バリアフリー」ってなに?

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

【文化・精神面でのバリア】

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアがあります。例えば視覚に頼ったタッチパネル式のための操作盤、点字・手話通訳のない講演会などです。

【具体例】

- ▶窓口の案内が音声のみで、聞こえない人や聞き取る力が弱い人がコミュニケーションをとれない。
- ▶情報が多い場所では、必要な情報を取捨選択できずにパニックになってしまうことがある。



出典元:国土交通省「障害ってどこにあるの? ことと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>